



「新たな取組チャレンジ事業者応援補助金」のご案内

新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換など、繰り返しアイデアを出しながら新しい取組にチャレンジしようとする事業者を応援する補助金を交付します。

1. 対象者

見附市内に事業所等を有している事業者※1次募集で採択された事業者は対象外とする

2. 補助対象事業

新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換など、社会活動の変化に対応するための前向きな取組

3. 補助対象経費

新しい取組へのチャレンジに伴って発生する経費で、以下のいずれかに当てはまるもの

①機械装置等費	機械、装置、什器、備品等の購入、製造、改良、据付け等に要する経費
②開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発等にもなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
③展示会等出展費	新商品等を展示会等に出店又は商談会に参加するために要する経費
④広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等の作成、広報媒体等を活用するために支払われる経費
⑤外注費	①～④に該当しない経費であって、新しい取組へのチャレンジに必要な業務の一部を外注するために支払われる経費
⑥「新潟県新事業チャレンジ補助金」の採択を受けた事業の①～⑤に係る自己負担分 (県に申請した補助対象経費から県補助額を引いて残った部分)	

※県補助金を使わない場合は市が募集を開始した9月20日以降に着手したもの、県補助金を使う場合は県の「事前着手届」着手予定年月日以降に着手したものに限り、ただし、審査の結果、補助対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

4. 補助額

県の補助金を使わない場合：対象経費（消費税除く）の $\frac{2}{3}$ （千円未満切捨て）上限 **30万円**
県の補助金を使う場合：対象経費（消費税除く）の $\frac{1}{2}$ （千円未満切捨て）上限 **30万円**

5. 申請期間

令和4年9月20日（火）～ 令和4年10月31日（月） ※郵送提出の場合は当日消印有効

6. 申請に必要な書類

- ①新たな取組チャレンジ事業者応援補助金交付申請書
 - ②補助対象経費が確認できる資料（見積書の写しなど）
- ※新潟県新事業チャレンジ補助金の採択を受けた事業の場合は、県に提出した「別記第1号様式」「別記第2号様式」「別記第3号様式」及び交付決定通知の写しも提出してください

7. 申請方法

申請に必要な書類①～②を用意し、下記まで郵送で提出いただくか、窓口までご持参下さい

8. 補助金交付までの流れ

- ①「新たな取組チャレンジ事業者応援補助金交付申請書」を提出してください
- ②申請書の内容を審査し、補助金交付決定通知書を送付します
- ③事業が完了した後、実績報告書を提出してください（提出期限：令和5年2月28日まで）
- ④報告書の内容を確認し、補助金を交付します

<お問い合わせ/申請先>

担当：〒954-8686 見附市昭和町2-1-1 見附市 地域経済課 産業企画係

電話：0258-62-1700（内線：230） MAIL：chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp